

生衛ひろしま

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター
 〒 730-0856
 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル
 TEL 082-532-1200
 FAX 082-532-2210
 URL <https://www.seiei-hiroshima.jp/>

〈今回の紙面〉

新しい年を迎えて.....	1
公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター 理事長	
新年のごあいさつ.....	2・3
広島県知事	
一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会 会長	
株式会社日本政策金融公庫広島支店 支店長	
栄えある生活衛生功労者の表彰.....	4
生衛組合だより.....	5
組合加入の呼びかけ	
クリーニング師研修会・従事者講習会.....	6
Sマーク（標準営業約款登録）について	
せいえいくん	
日本政策金融公庫からのお知らせ.....	7
広島県からのお知らせ.....	8

■ 新しい年を迎えて

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター
 理事長 今井 誠 則



新年おめでとうございます。

皆様には、平素から生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上に向けご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスによる感染拡大により、飲食業やホテル旅館業など生衛業全般に大きな影響を受けた1年間でした。ようやく、新型コロナウイルス感染者数は減少してきていますが、その終息はまだまだ見通せない状況です。とりわけ、零細経営事業者が多い生衛業にとっては、経営の回復に至るには、まだまだ厳しい状況が続いています。

このため、当指導センターでは、国や県等の支援の下、日本公庫の融資制度の積極的活用支援、助成金等の個別相談等に取り組んできたところです。

生活衛生関係営業は、消費者の日常生活に最も身近な存在であり、私たちが生活していくうえで欠くことのできないサービスや商品を提供しており、このような時こそ、組合員の皆様が一致団結し、ウィズコロナ時代に迅速・適切に対応し、経営の安定化を推進するとともに、国や県・市町からのより一層のご支援のもと、活力ある発展、振興を促進していかなければなりません。

こうした中、(一社)全国生活衛生同業組合中央会では、11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の活動の基盤強化や、組合を中心としたネットワークの拡充を図るため、衛生活動の推進や組合に関する周知広報の推進などの事業を重点的に実施されております。

指導センターといたしましても、「衛生水準の確保・向上事業」を実施し、活動推進月間事業に積極的に協力していく中で、生衛業の皆様との連携をより一層深めながら、生衛業界の発展・向上に努めてまいります。

年頭にあたり、各広島県生活衛生同業組合、及び(一社)広島県生活衛生同業組合連合会の、ますますのご発展と組合員の皆様のご健勝とご多幸を祈念して新年のご挨拶といたします。

■新年のごあいさつ

広島県知事 湯 崎 英 彦



あけましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎え、各広島県生活衛生同業組合並びに広島県生活衛生営業指導センターの皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年11月の知事選挙におきまして、県民の皆様から4期目の御負託を頂きました。広島県の更なる発展に向け、県政運営を託して下さった皆様の御期待と、責任の大きさを強く感じております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束が繰り返され、県民生活や本県経済に大きな影響が及ぼされました。

新年も、引き続き、まずは足元の最重要課題である新型コロナウイルス感染症対策に、全力で取り組んでまいります。

また、オンライン会議やテレワークの普及、首都圏の若者の地方への関心の高まりなど、様々な変化をチャンスとして捉え、デジタル技術を活用することで、単純にコロナ前の状況に戻るのではなく、更に高い軌道に上げて、社会的にも経済的にも、より良い形での発展的回復を図りたいと考えております。

加えて、コロナ禍がもたらした社会環境の変化により顕在化した東京一極集中による地域間格差、激甚化・頻発化する災害などを通じて明らかとなった地域の実情に合わせた対応の必要性など、従来から日本社会が抱えていた構造的な課題への対応にも注力してまいります。

さて、昨年、県では広島市、広島商工会議所とともに、2023年のG7サミットの誘致を表明しました。この広島開催が実現すれば、主要7か国の首脳が広島に集うことになります。そして、ここ「広島」から「世界」へ向けて平和への想いを伝えることができれば、核兵器廃絶の実現に向けた具体的な進展の新たな一歩が踏み出せると考えています。

さらにサミットの開催は、県内各地の風光明媚な自然や美味しい食べ物、多様な産業集積など、広島ならではの魅力を世界に発信するまたとない機会になると同時に、県民の皆様が、改めてふるさとの魅力に気づき、愛着や誇りを高める契機になるものと考えています。

引き続き、市町を始め、個人、企業、団体など全ての県民の皆様と一体となって、オール広島で力を合わせ、全力で誘致活動を進めてまいりたいと考えておりますので、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

今後とも、「安心」を回復し、「誇り」を高め、広島県の底力を持って、未来に向けた「挑戦」を続け、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思える」広島県を、県民の皆様と一緒に作り上げるため、今一度、初心に戻り「志と覚悟」を持って取り組んでまいります。

本年も、本県行政への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ 新年のごあいさつ

一般社団法人 広島県生活衛生同業組合連合会
会 長 佐々木 克己

新年明けましておめでとうございます。

生活衛生同業組合の皆様には、すがすがしい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、広島県生活衛生同業組合連合会の運営につきましては、平素から格段のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、生衛業界を取り巻く環境は大きく変化しています。特に新型コロナウイルス感染症は、一昨年1月わが国でも感染が確認されて以降、流行を繰り返し、社会全体に甚大な影響を及ぼしています。なかでも、私たち生衛業界は人々の生活や活動と密接にかかわっていることから、経営的にも受けた影響は計り知れないものがあります。

このような状況を受け、国、県や市、さらには日本政策金融公庫をはじめとする諸機関から緊急経済対策等のご支援をいただき、深く感謝をいたしているところです。

当連合会といたしましては、人の動きが戻りつつある中、今後のアフターコロナの時代を見据えて、広島県や広島市をはじめとする行政機関と更なる連携を図り、微力ではありますが事業の展開を図っていく所存です。

そのほか、生衛業界にとって、インボイス制度（適格請求書等保存方式）やプラスチック資源循環促進法に対する新たな対応が必要となっております。

このような状況の中で、生活衛生同業組合活動はますます重要性が増すものと考えております。当連合会におきましては、広島県、広島市等行政機関のご指導のもと、(株)日本政策金融公庫、生活衛生営業指導センター等の関係機関のご協力を得ながら、組合活動の推進に努め、明るい活力ある地域づくりに貢献して参る所存です。

生活衛生同業組合の皆様におかれましても、組合活動の活性化に努めていただき、業界の発展と公衆衛生の向上を図っていただくようお願いいたします。

皆様方の更なるご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

株式会社日本政策金融公庫 広島支店
支店長 阿部 正樹

令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、飲食・旅館業を始めとして、生活衛生関係事業者の皆様方は、大きな影響を受けた1年でした。また、コロナ禍以外にも、食料品や燃料など原材料価格の上昇があり、さらに、最低賃金の引き上げや人材不足による人件費の上昇も懸念されるところです。

日本政策金融公庫としては、実質無利子無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などにより、コロナ禍で影響を受けた事業者の資金繰りを支援してまいりました。また、既往公庫融資の借換や条件変更などにも柔軟に対応することとしております。さらに、「新型コロナ対策資

本性劣後ローン」の活用により、財務基盤の強化に取り組む事業者への支援も行っております。

こうした金融面の支援以外にも、売上アップにつながるSNSの活用法や写真の撮り方を解説した冊子や、組合や企業によるコロナ禍への取組事例を特集した「生活衛生だより」の発行、オンラインを活用した経営支援セミナーの開催など、生活衛生関係事業者の経営課題の解決に役立つ情報発信にも努めてまいりました。今後も、事業者の皆様にかみ細かなフォローアップを行うなど、コンサルティング機能の強化に取り組んでまいります。

新たな年は、コロナ禍により消費者のニーズがどのように変化していくか、需要の回復がどこまで進むのか、見通しを立てにくい状況下でのスタートとなりますが、日本政策金融公庫としては、引き続き、きめ細かな金融支援に取り組むとともに、こうした環境変化に対応した経営情報の提供を行うなど、生活衛生関係事業者の皆様方の支援に全力を尽くしていく所存です。

最後になりましたが、本年が皆様方にとって実り多い年になりますよう祈念して、私の新年の挨拶と致します。

■ 栄えある生活衛生功労者の表彰

◆ 令和3年度 生活衛生功労者の表彰

厚生労働大臣表彰 (令和3年10月22日表彰)

小 田 富貴子 広島県ホテル旅館生活衛生同業組合 元理事
面 迫 博文 広島県クリーニング生活衛生同業組合 理事長

広島県知事表彰 (令和3年10月13日表彰式)

木 川 雅 行 広島県社交飲食生活衛生同業組合
常任理事
高 下 務 広島県ホテル旅館生活衛生同業組合
常務理事
竹 野 正 直 広島県飲食業生活衛生同業組合
理事
加 藤 龍 馬 広島県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事



(一社) 全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰 (令和3年10月22日表彰)

海 生 敬 広島県興行生活衛生同業組合 副理事長
村 上 征 子 広島県飲食業生活衛生同業組合 理事
萩 原 功 広島県飲食業生活衛生同業組合 副理事長
下 原 一 晃 広島県料理業生活衛生同業組合 副理事長
大 串 竜 二 広島県社交飲食生活衛生同業組合 常任理事

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会会長表彰 (令和3年10月13日表彰式)

福 田 泰 介 広島県興行生活衛生同業組合 理事
小 野 春 美 広島県理容生活衛生同業組合 支部長
花 本 聖 士 広島県ホテル旅館生活衛生同業組合 副理事長
檜 谷 直 史 広島県ホテル旅館生活衛生同業組合 専務理事
岡 本 侑 士 広島県飲食業生活衛生同業組合 副理事長
大 谷 敏 朗 広島県飲食業生活衛生同業組合 副理事長
柴 村 清 広島県飲食業生活衛生同業組合 常務理事
星 野 信 長 広島県社交飲食生活衛生同業組合 支部理事
崎 谷 好 秀 広島県喫茶飲食生活衛生同業組合 副理事長



■ 生衛組合だより

飲食業組合

インボイス制度について研修会を実施しました
(R3.11.17)

小坂 浩税理士を講師に迎え、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の研修会を実施しました

消費税の基本や令和5年10月から始まるインボイス制度の導入背景、制度導入による変更点や留意点、さらには、登録申請手続きなどについて、理解を深めました



(広島県環衛ビル)

美容業組合

生衛業収益力向上セミナーを開催しました
(R3.10.25)

今回初の試みで、内容を2部制に分けて開催しました

第1部ではスタッフマネジメントをコンサルタントの石原かおりさんが、人材育成をRCC野球解説者で元カープ二軍監督の山崎隆造さんが講演

第2部では広島県講師会によるお店での営業にすぐ役立つ技術講習を実施

来場者には大好評でした



(ホテルメルパルク広島)

クリーニング組合

「クリーニングモニター講習会（厚労省補助事業）」を開催しています



消費者の皆様へ「洗濯表示」や衣類の取扱いの知識を理解してもらうため、県内4市町で講習会を開催しています併せて、衣類をクリーニングに出し、アンケートに答えて

もらう事業も現在実施中ですアンケートでは、洗濯表示やそのメリットについて知らなかったという回答も多数あり、今後も、クリーニングのメリットについての理解を進めてまいります



(洗濯表示)

食肉組合

公民館事業と連携し「食育料理セミナー」を開催しました
(R3.10.17)

国産食肉の安全性や正しい食肉調理法について学び、料理作りを行うセミナーを開催しました

当日は、8組の小学生と保護者がビーフカツサンド、野菜たっぷり牛肉サラダづくりに挑戦

その後、食卓を囲んで楽しく試食しました



(広島市五日市公民館)

■ 組合加入のメリットをPRし、組織の強化と生衛業の振興発展のために生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合であり、組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

- ①日本公庫の有利な融資（低金利、融資限度額、貸付期間等）
- ②研修会・講習会への参加による技能の向上、知識の習得
- ③各種共済、保険制度への加入
- ④行政や業界の情報を迅速に入手
- ⑤カラオケ・クレジット料金などの割引・優遇



■ クリーニング師研修会・従事者講習会

クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3年を超えない期間ごとに1回の研修等の受講が「クリーニング業法」で義務付けられています。

本年度の受講対象者は、平成30年度以前に研修等を受講された方と、これまで受講されていない方です。

開催日の15日前までに申込みができます。必ず受講してください。
(従事者講習会については、今年度の申込みは終了しています。)

① クリーニング師研修 (今年度最後の研修です。)

開催日	会場
令和4年1月30日(日)	広島市 広島県環衛ビル 9階

② 業務従事者講習

講習は、通信教育です。
令和3年度の申込受付は終了しました。



福山会場 (R3.10.31)

■ Sマーク(標準営業約款登録)について

- 「Sマーク」は、消費者の皆様にご利用いただくときの安全・安心の目印です。
- 厚生労働大臣の約款に従って、安全・安心・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。
- 登録の対象となるお店は、理容店・美容店・クリーニング店・飲食店です。
- 理容店・美容店・クリーニング店・飲食店の皆さん！！
消費者のお店選びの目安となる「Sマーク」制度に登録し、安心と信頼のお店になりましょう。
- 日本公庫から有利な融資(運転資金)を受けることができます。



Sマーク登録促進月間 (令和3年11月)取組	<ul style="list-style-type: none"> ○リーフレットの掲示(広島県、各市町、各保健所) ○ホームページ、広報誌等への掲載 (広島県、福山市、三原市、尾道市、竹原市、府中町、熊野町、世羅町) ○スポット放送(RCCラジオ)
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ せいえいくん

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会
オリジナルの共済制度 **大好評**

せいえいくん

■お申し込み・お問い合わせは
●(一社)広島県生活衛生同業組合連合会
●各生活衛生同業組合

HIROSHIMA SEI-EI

■共済引受組合
つなげる力で、安心と成長を
広島県共済
広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹原4-17
http://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

シニア型 共済掛金 [月々] **3,200円**
新規加入年齢 / 満60歳～満75歳
(満85歳まで継続可能)

**シニア世代の医療保障に
重点をおいた共済制度!**

- 緩和型の健康告知!
- がん入院は上乗せ給付
- 公的保険では対象とならないがん先進医療をお支払い!

■ 日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生関係営業を営むみなさまへ

経営お役立ち情報

日本公庫は、ホームページを通じて、経営に役立つさまざまな情報を発信しています。

ノウハウ集 売上アップやSNS活用など経営課題の解決に役立つノウハウを紹介しています。

<写真の撮り方ガイド>



スマホですぐに実践でき、売上アップにつながる「料理写真」の撮影方法や工夫事例を分かりやすく紹介した冊子です。

<SNS活用ガイドブック>



SNSを使った集客に初めて取り組む方向けに、基礎知識や押さえておくべきポイントをまとめた冊子です。



無料でダウンロードいただけます。

セミナー

全国各地で開催しているセミナー情報をご案内しています。



生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センター、商工会・商工会議所等と連携して各種セミナーを開催しています。

コロナ禍での開催ニーズに対応するため、オンラインセミナーにも力を入れています。



情報誌

経営に役立つ情報や企業事例などを紹介しています。



<生活衛生だより>

生活衛生関係営業に関する調査結果や特徴ある企業事例、専門家からのアドバイス記事などを掲載しています。

年 4 回（1、4、7、11月）発行



無料でダウンロードいただけます。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)
0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

■ 広島県からのお知らせ

令和4年4月から、お客様に提供するプラスチック製品を削減するための法律が施行されます。

令和3年6月に公布された「プラスチック資源循環促進法」が、令和4年4月から施行されます。

この法律は、海洋プラスチックごみの問題や、諸外国における廃棄物輸入規制強化の動きなどを踏まえ、関係事業者や行政に対し、プラスチック製品の削減、再使用、再資源化（いわゆる「3R」）プラス Renewable（再生可能）の促進を求めるものです。

取り組みが求められる業種、事業者及び、削減等の対象となる「特定プラスチック使用製品」は次のとおりです。

対象業種	各種商品小売業、各種食料品小売業、その他の飲食料品小売業、無店舗小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯業
対象事業者	上記のうち、前年度に5トンの以上のプラスチック製品を製造又は提供した者（フランチャイズチェーンの場合は、全体規模で）は、勧告・公表・命令の対象となる。
特定プラスチック使用製品（12品目）	①フォーク ②スプーン ③ナイフ ④マドラー ⑤ストロー ⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ ⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー

また、特定プラスチック使用製品の提供事業者に求められる対応は次のとおりです。

【提供方法の工夫】

- 特定プラスチック使用製品を消費者に有償で提供する。
- 特定プラスチック使用製品を使用しない消費者に景品等を提供（ポイント還元等）する。
- 提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認する。
- 提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促す。

【提供する特定プラスチック使用製品の工夫】

- 製品設計、その部品及び原材料の種類を工夫した特定プラスチック使用製品を提供する。
- 適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供する。
- 繰り返し使用が可能な製品を提供する。

つきましては、今後、特定プラスチック製品の製造事業者から、当該製品の仕様変更や消費者に提供いただく際の留意事項などに関して連絡があった場合に、連携して対応いただくようお願いいたします。

また、今後の市町村（廃棄物・ごみ担当課）の発信情報にも注意してください。

連絡先：広島県健康福祉局食品生活衛生課 電話：082-513-3097